

合同会社フォーリーフ虹 マーベラス

身体拘束等の適正化のための指針 とマニュアル

合同会社フォーリーフ虹 マーベラス(以下、「当事業所」という。)は、障がい児・者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等の排除および適正化を推進するため、本指針を定める。利用者の人権擁護と安全確保の両立を図り、安易な身体拘束を行わない支援の徹底を目的とする。

第1条(目的)

当事業所は、利用者の人権擁護と尊厳を守り、安易な身体拘束を行わない支援を徹底するため、本指針を定める。

第2条(基本方針)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限し、心身に悪影響を及ぼす可能性があるため、原則として一切行わない。

支援にあたっては、個別支援計画に基づき、専門的なアプローチを通じて利用者の特性を理解し、環境の調整や代替案の検討を行い、拘束に頼らない支援を組織全体で実践する。

第3条(身体拘束の定義)

本指針における身体拘束等とは、利用者の行動を制限し、その人の尊厳を損なう以下の行為を指す。現場においてこれらを安易に行うことは禁止とする。

- (1)車いすやベッド等に体や四肢を紐やベルト等で縛り付けること
- (2)手指の機能を制限するためにミトン型の手袋等を装着すること
- (3)行動を制限するために、つなぎ服(介護衣)等を着せること
- (4)職員の身体で利用者を押さえつけて行動を制限すること
- (5)行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること
- (6)自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離すること

第4条(身体拘束を行う場合の「3要件」)

利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため、万が一、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の3つの要件のすべてを満たしていることを、組織として慎重に判断しなければならない。

1. 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性:身体拘束を行う以外に、他に代替する支援方法がないこと。
3. 一時性:身体拘束が一時的なものであること(必要最小限の短い時間にとどめること)。

第5条(緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

3要件を満たし、やむを得ず拘束を実施する場合は、以下の手順を必ず踏むものとする。

- (1)組織的カンファレンスの実施:管理者、児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者)、担当職員等が参集し、代替案の有無や3要件に該当するかを多角的に協議・決定する。

- (2)保護者への十分な説明と同意:拘束の内容・理由・時間帯・期間・改善に向けた取り組みについて保護者に詳細に説明し、十分な理解を得た上で同意書を得る(緊急時を除く)。
- (3)詳細な記録の作成:拘束の「様態および時間」「その際の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」を必ず記録し、5年間保管する。
- (4)早期解除に向けた検討:常に利用者の状態を観察し、拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除する。

第6条(身体拘束適正化検討委員会の設置)

事業所内における身体拘束の適正化、およびその廃止に向けた意識啓発を図るため、「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

1. 構成メンバー:管理者、児童発達支援管理責任者、現場責任者、その他必要と認める職員
2. 開催頻度:年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
3. 主な役割:
 - ・事業所内における身体拘束の状況の把握および分析
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の要件確認と事後検証
 - ・拘束をしない支援への改善策、代替案の検討
 - ・職員への周知徹底

第7条(従業者に対する研修の実施)

職員に対し、人権擁護および身体拘束適正化に関する意識を高めるため、定期的に(年1回以上)研修を実施する。また、新規採用者に対しても採用時に必ず研修を行う。

第8条(指針の閲覧・周知)

本指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページへの掲載や、利用者・保護者から求めがあった場合はいつでも閲覧できるようにし、透明性を確保する。

附則

この指針は、令和5年3月10日より施行する。